

○大月町生活交通バス運行要綱

(平成 15 年要綱第 8 号)

改正平成 23 年要綱第 8 号平成 26 年訓令第 8 号

(趣旨)

第 1 条 大月町内の生活交通の利便性を確保するため、大月町が高知西南交通株式会社(以下「西南交通」という。)に業務委託して運行する大月町生活交通バス(以下「生活バス」という。)の運行について、必要な事項を定めるものとする。

(運行区間及び運行時間)

第 2 条 生活バスの運行区間及び運行時間は、町長が西南交通と協議して別に定める。

(利用料金)

第 3 条 生活バスを利用する者は、西南交通が定める運賃を支払わなければならない。

2 次に該当する者は、前項の規定にかかわらず前条に定める区間に限り、無料で利用することができる。

- (1) 町内に住所を有する満 70 歳以上の者
- (2) 町内の病院及び歯科医院に通院する者で、施設長が発行する「証明書」を所持する者
- (3) 町内に住所を有し、「身体障害者手帳」を所持する者のうち、1 級及び 2 級の認定を受けた者
- (4) 町内に住所を有し、「療育手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」を所持する者
- (5) 前各号に規定するもののほか、町長が特別な理由があると認めた者

(無料乗車に係る手続等)

第 4 条 前条第 2 項各号に規定する者で、無料で生活バスを利用しようとする場合の手続等は、次によるものとする。

- (1) 平成 15 年 5 月 1 日現在、満 70 歳以上の対象者は、役場において「生活交通バス無料乗車券」(以下「無料乗車券」という。)を作成し、地区長等を通じて交付する。
- (2) 平成 15 年 5 月 2 日以降新たに満 70 歳になった者は、町長(町民福祉課)に「無料乗車券」の交付を申し出て、誕生日の属する月の翌月から交付を受けることができる。
- (3) 「身体障害者手帳」「療育手帳」及び「精神障害者保健福祉手帳」を所持する該当者で「無料乗車券」の交付を希望する者は、手帳

を持参したうえで町長(町民福祉課)に交付を申し出て、交付を受けるものとする。

- (4) 町長が特別な理由があると認めた者は、町長(町民福祉課)に、「無料乗車券」の交付を申し出て、交付を受けるものとする。

(無料利用者の責務)

第5条 生活バスを利用し、無料制度の適用を受けようとする者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用しようとする生活バスに乗車し、又は降車する時に「無料乗車券」及び病院等の施設長の発行する「証明書」を運転手に提示しなければならない。
- (2) 乗車中は、運転手の指示に従わなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成15年6月1日から適用する。

附 則(平成23年要綱第8号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成26年訓令第8号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。